

野田市告示第 25 号

野田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び省令の例による。

(実施する総合事業)

第 3 条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 第 1 号事業のうち次に掲げる事業

ア 第 1 号訪問事業（旧介護予防訪問介護に相当する事業に限る。以下同じ。）

イ 第 1 号通所事業（旧介護予防通所介護に相当する事業に限る。以下同じ。）

ウ 第 1 号介護予防支援事業

(2) 法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号に規定する事業（以下「第 2 号事業」という。）

(第 1 号事業に要する費用等)

第 4 条 第 1 号事業に要する費用の額は、省令第 140 条の 63 の 2 に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に対象サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に対象サービスに要した費用の額）とする。

2 市長は、法第 115 条の 45 の 3 第 1 項の規定により、居宅要支援被保険者等に対して同条第 2 項の規定により算定した額の第 1 号事業支給費を支給する。

3 前項の規定にかかわらず、第1号事業支給費（第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る第1号事業支給費に限る。）の額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じて、当該各号に掲げる金額を限度とする。

(1) 居宅要支援被保険者 法第55条の規定により算定した額

(2) 前号に掲げる者以外の者 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号イに規定する単位数により算定した額

（第2号事業に係る利用料）

第5条 第2号事業の実施に係る利用料は、実施する第2号事業ごとに別に定める。

（高額介護予防サービス費等相当費用の支給）

第6条 市長は、居宅要支援被保険者等に対し、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費に相当する費用（以下「高額介護予防サービス費等相当費用」という。）を支給するものとする。

2 前項に規定する高額介護予防サービス費等相当費用の支給要件、支給額その他支給に関して必要な事項は、市長が別に定める。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成28年3月1日から施行する。